

有効期間 5 年（令和 12 年 12 月 31 日まで）

令和 7 年 2 月 7 日

各部長・参事官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（生活安全総務課）

流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について
（通達）

流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステムの運用については、「流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について（通達）」（令和 3 年 12 月 24 日付け警察本部長通達。以下「旧要綱」という。）に基づき適正な運用を実施しているところであるが、機器更新に伴い旧要綱を一部改正し、令和 7 年 3 月 1 日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧要綱は、令和 7 年 2 月 28 日限り廃止する。

別紙

流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステム運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程（平成17年広島県公安委員会規程第13号）第8条の規定により、広島県警察が設置した流川・薬研堀地区における街頭防犯カメラシステムを適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 街頭防犯カメラシステム
防犯カメラによって撮影した映像をモニター画面に映し出し、録画する装置をいう。
- (2) 受付装置
モニター画面及びカメラ操作機器で構成する装置をいう。
- (3) 録画装置
防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に記録及び再生する装置をいう。
- (4) モニター業務
モニター画面の映像監視及びデータの閲覧をいう。
- (5) データ
防犯カメラによって撮影した映像を電磁的又は光学的に媒体に記録したものをいう。

第3 管理運用体制及び任務

1 総括責任者

生活安全部生活安全総務課長は、街頭防犯カメラシステム総括責任者（以下「総括責任者」という。）として、街頭防犯カメラシステム全般の総括的な管理の責任を負う。

2 運用責任者

街頭防犯カメラシステムの設置場所を管轄する警察署長は、街頭防犯カメラシステム運用責任者（以下「運用責任者」という。）として、街頭防犯カメラシステムの運用及びデータの管理に関する責任を負う。

3 取扱責任者

- (1) 街頭防犯カメラシステムの設置場所を管轄する警察署の生活安全課長は、街頭防犯カメラシステム取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）として、次に掲げる業務を実施する責任を負う。

ア 街頭防犯カメラシステムの保守、点検に関すること。

イ 受付装置及び録画装置（以下「受付等装置」という。）の管理及び取扱いに関すること。

ウ モニター業務及びデータの保存、活用に関すること。

- (2) 地域部通信指令課総合通信指令室（以下「総合通信指令室」という。）内に設置されている受付等装置については、地域部通信指令官（以下「通信指令官」という。）が取扱責任者として、次に掲げる業務を実施する。

ア 受付等装置の管理及び取扱いに関すること。

イ 総合通信指令室の勤務に従事している地域部通信指令課員が行うモニター業務

に関すること。

4 取扱補助者

運用責任者は、取扱補助者をあらかじめ別記様式第1号の取扱補助者指定簿により指定することとする。取扱補助者は、取扱責任者の指揮を受け、次に掲げる事務を行う。

- (1) 街頭防犯カメラの取扱いに関すること。
- (2) モニター業務及びデータの取扱いに関すること。
- (3) その他、運用責任者の特命に関すること。

第4 防犯カメラの設置

1 設置場所の選定

総括責任者は、防犯カメラの設置場所の選定に当たり、防犯カメラの設置が効果的と考えられる公道、商店街及び公園等の公共空間の適切な場所を選定するとともに、必要に応じ、プライバシー保護機能を適切に活用することにより個人のプライバシーを不当に侵害することがないように配慮しなければならない。

2 設置場所の明示

総括責任者は、防犯カメラが設置されている旨を明示するため、防犯カメラの設置地域に別図1の表示札を、防犯カメラ設置場所付近に別図2の表示札をそれぞれ見やすい場所に設置しなければならない。

3 録画装置の管理

録画装置は、総合通信指令室及び警察署内の施錠された部屋に設置するものとする。

第5 カメラシステムの運用

1 運用時間

街頭防犯カメラシステムは、24時間運用する。

2 受付等装置の設置

運用責任者は、受付等装置が部外者の目に触れないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 モニター業務

- (1) 取扱責任者は、犯罪の予防、捜査等のためデータの検索が必要な場合は、モニター業務に従事する者にデータの検索を行わせることができる。
- (2) モニター業務に従事する者は、事前に、装置の操作方法、情報の取扱い等について習熟しておくこと。
- (3) モニター業務に従事しようとする者は、別記様式第2号又は別記様式第3号の受付等装置使用簿に必要事項を記入し、取扱責任者の承認を得なければならない。
ただし、取扱責任者が不在の場合は、宿日直責任者又は取扱補助者の承認を得てモニター業務に従事すること。

第6 データの保存及び活用等

1 データの保存期間

録画装置でのデータの保存期間は2週間とする。

2 データの活用

データの活用は、次の手続によることとする。

- (1) データを活用するため媒体への保存を必要とする所属の長（以下「活用所属長」という。）は、別記様式第4号のデータ保存承認依頼書により運用責任者の承認を得

た上で、当該データを媒体に保存すること。

なお、使用する媒体は活用所属長において用意するものとし、新品の媒体又は「広島県警察外部記録媒体運用ソフトウェア運用管理要領」に定める「証拠品用媒体」を使用するものとする。

- (2) 運用責任者は、前記(1)の保存を適当と認めるときで、活用所属のデータ保存を担当する者が、データの保存方法について未熟な場合には、取扱補助者からデータの保存方法について説明させた後に、データを保存させるものとする。

- (3) 活用所属長は、データの活用終了後、速やかに媒体のデータを消去する。

なお、データが保存された媒体を証拠化する場合は、刑事訴訟法上の手続きを確実にとるほか、「証拠物件取扱保管要領の制定について」（平成9年12月18日付け例規通達）に基づき、証拠物件として適正な保管管理を行うこと。

- (4) 運用責任者は、データの保存状況をデータ保存承認依頼書により管理する。

3 データの提供

データの提供は、次に掲げる場合において、運用責任者が許可した場合に限り提供できるものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の利益のために必要と認められる特段の理由がある場合で、総括責任者が指示するとき。

4 留意事項

活用所属長は、データの活用にあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) データを改変してはならないこと。
- (2) 媒体の保管に当たっては、錠のある保管庫に入れ、確実に施錠すること。

第7 情報の守秘

街頭防犯カメラシステム及びデータの映像から得られた情報は職務上知り得た秘密に該当することから、職員はこれを外部に漏らしてはならない。

第8 報告

1 運用状況の報告

運用責任者は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、別記様式第5号の街頭防犯カメラシステム運用状況報告書により、毎月ごとに総括責任者に報告するものとする。

総括責任者は、同運用状況について、半年ごとに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

2 公安委員会への報告

本部長は、前記第6の2の規定によりデータを活用したときは、半年ごとに広島県公安委員会へ報告するものとする。

3 異常時の報告

- (1) 取扱責任者等は、街頭防犯カメラシステムの異常等を認知した場合は、直ちに運用責任者に報告しなければならない。
- (2) 前記(1)の報告を受けた運用責任者は、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

第9 公表

本部長は、前記第8の規定による報告を取りまとめ、半年ごとに公表するものとする。

第 10 関係簿冊の保存

街頭防犯カメラシステムの運用にあたり備え付ける簿冊名、保存期間は次表のとおりとする。

簿冊名	保存期間
取扱補助者指定簿（様式第 1 号）	3 年
受付等装置使用簿（様式第 2 号）	
受付等装置使用簿（総合通信指令室）（様式第 3 号）	
データ保存承認依頼書（様式第 4 号）	
街頭防犯カメラシステム運用状況報告書（様式第 5 号）	

様式第 1 号 (第 3 関係)

取扱補助者指定簿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

様式第4号（第6関係）

年 月 日

警 察 署 長 様

（依頼所属長）

（担当課）

データ保存承認依頼書

流川・薬研堀地区街頭防犯カメラシステムのデータ保存について、承認をお願いします。

依 頼 所 属	担 当 者		所 属		署(課)		係		
			階級（職）		氏名		警電		
	保 存 理 由	罪 名 (手 口)							
		事 案 概 要							
		活 用 目 的							
		被 疑 者		□暴力団関係あり					
	検 挙		検 挙 (月 日) ・ 令 状 請 求 (検 挙 見 込 み) ・ 事 後 捜 査 ・ そ の 他						
保 存 す る デ ー タ 内 容		年 月 日 時		年 月 日 午 時 分 ころ ～					
		年 月 日 午 時 分 ころ							
		カ メ ラ 番 号							

運 用 責 任 者	年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号	
	検 討 結 果	□ 承 認 □ 不 承 認 (理 由)	
保 存	年 月 日	年 月 日	
	担 当 者	課 係 階 級 (職) 氏 名	
	媒 体	□ USB () 個 □ CD-R / RW () 枚 □ DVD ± R / RW () 枚 □ ()	
備 考			

様式第 5 号（第 8 関係）

年 月 日

生活安全部生活安全総務課長 様

警 察 署 長
(課)

街頭防犯カメラシステム運用状況報告書

年 月分の街頭防犯カメラシステムの運用状況は、次のとおりです。

区 分		件 数
データ保存件数		件
活 用 の 結 果	検 挙	件
	令状請求 (検挙見込み)	件
	事後捜査	件
	その他	件

注 1 データ保存件数は、受付等装置使用簿の使用目的欄のデータ保存件数の合計

注 2 活用の結果は、データ保存件数の内数

データ保存目的に 係る罪名	
------------------	--

区 分	件 数
モニター業務件数	件

注 受付等装置使用簿の使用目的欄のモニター業務件数の合計

別図 1 （第 4 関係）



